

# 入会申込書

**本書面を十分にお読みください。**

本書面は、特定商取引法第42条2項に基づき、特定非営利活動法人キューピットクラブ（以下、当会といいます）と会員との間における結婚相手紹介サービス提供契約の内容を明らかにするためのものです。

## 第1条 役務提供事業者（当会）

名称：特定非営利活動法人 キューピットクラブ

住所：525-0037 滋賀県草津市西大路4-33

電話：077-563-3939

代表者：理事長 新井弘道

契約締結の担当者：\_\_\_\_\_

## 第2条 サービス内容（役務）について

- 1 当会が会員に提供するサービスは、結婚を希望する会員への結婚相手の紹介及び以下に記載するサービスです。
  - ① ご縁組データベースシステムへの登録
  - ② 会員のご希望を考慮し、お見合い相手選びのアドバイス
  - ③ 当会によるお見合いの取次ぎ
  - ④ 当会によるお見合い立ち合い（日時、場所によっては委託、又は立ち合い無しの場合もあり）
  - ⑤ ご交際・ご成婚に向けた活動のサポート
  - ⑥ その他上記に関連する活動のサポート
- 2 上記サービス提供の形態又は方法は以下の通りです。
- 3 当会によるサービス提供期間は、契約締結日を含めた当月から、月会費の支払いのあった当月1ヶ月間ごととなります（月謝制）。

## 第3条 サービス（役務）の対価

会員が当会に役務の対価として支払わなければならない金銭の額は以下の通りです。

費用	金額（税込）	支払時期・方法
入会金	0円	
登録料	20,000円	日本成婚ネット(JMN)登録料・現金
月会費	6,000円	当月分を毎月27日に口座振替
お見合い料	5,000円	当月分をまとめて翌月27日に口座振替
成婚料	0円	

- ・希望により登録できるデータベース（登録は任意です、入会後の登録も可能）
- 日本結婚相談協会（JBA） 登録料 ¥ 20000
- JBA と合わせてコネクトシップ利用 月額使用料 ¥ 1000
- 日本仲人協会データベース（NK） 登録料 ¥ 20000

【入会時費用総額】 \_\_\_\_\_ 円

※各費用の内容は以下のとおりです。

- ①入会金：入会審査，各種事務手続費用。
- ②登録料：データベースシステムへの登録費用。
- ③月会費：お見合い取次や各種相談など会員として活動するための費用。  
月途中のご入会につきましても月会費は発生します。
- ④お見合い料：お見合い設定 1 回に要する費用
- ⑤成婚料：婚約に至った時にお支払いいただく費用

#### 第 4 条 クーリングオフ

- ① 会員は、入会申込書を受領した日から 8 日間を経過するまでは、書面により入会申込に関する契約の解除（クーリングオフ）ができます。
- ② 会員は、当会が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために①に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が①に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から 8 日間を経過するまでは書面により入会に関する契約の解除（クーリングオフ）ができます。
- ③ クーリングオフの効力は、その書面を発信したときから生じます。
- ④ ②の解除があった場合において、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して、そのクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
- ⑤ ②の解除があった場合において、当会が既に一部のサービスを提供していたときにおいても、当会は、そのクーリングオフをした会員に対して当該サービスの対価その他の金銭の支払を請求することはできません。
- ⑥ ①又は②の解除があった場合において、当会がそのクーリングオフをした会員から金銭を受領しているときは、速やかにそのクーリングオフをした会員に対しその全額を返還します。

#### 中途解約

- 1 会員は、入会申込書を受領した日から 8 日間を経過した後（当会が前条①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実の事実を告げたことにより誤認し、又は当会が脅迫したことにより困惑し、そのために前条に定めるクーリングオフをしなかったときは、当会が前条に定めるクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から 8 日間を経過した後）

においては、書面により将来に向かって入会に関する契約の解除（中途解約）を行うことができます。

2 当会は、前項の規定により入会に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、以下の各号に定める金額を超える額の金銭の支払を請求することができません。

ア その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額

- ・提供されたサービスの対価に相当する額
- ・2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額

イ その解除がサービス提供開始前である場合は3万円

本条①による中途解約時においては、当会は会員に対し、未提供サービスに相当する前受金がある場合、当該相当額を返金します。ただし、日割計算は行いません。

#### 第5条 退会事由

以下の項目に該当すると判断する場合には、当会は本契約を解除し会員は当会から退会となります。

- ① 当会のシステム紹介や料金・ペナルティー規定に違反したとき
- ② 当会が結婚相手の紹介をするにふさわしくないと判断したとき

#### 第6条 退会時の返金

会員が前条に定める退会事由に該当し当会を退会する場合は、当会は受領金の返金を行いません。

#### 第7条 退会

会員は、当会に入会后、任意にいつでも自由に退会することができます。ただし、退会の連絡は、1ヵ月前の受付となり返金を行いません。

#### 第8条 効力の不可分性

入会申込書の条項に一部無効な部分があったとしても、当該条項の無効は他の条項の有効性にその影響を与えることはありません。

#### 第9条 保全措置

当会は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。（当会は入会時に受け取る合計金額が5万円を超えないため）

#### 第10条 個人情報の取扱

当会は、入会申込により入手した会員の個人情報につき、個人情報保護法に基づき、入会審査及び本サービスの提供の目的に限り利用します。

#### 第11条 会員の義務

会員は、別紙会員規約記載の各項目について誠実に遵守することを誓約します。会員が会員規約に違反したと当会が判断する場合には、会員は同規約記載の違反金を支払うことを同意します。

**第13条 反社会的勢力ではないことの確約**

会員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する反社会的勢力ではないこと。

上記について合意したことを証するため、本書面2通を作成し、1通ずつ保管します。

契約締結年月日 令和 年 月 日

**【事業者】**

(住所)

525-0037 滋賀県草津市西大路4-33

(事業社名)

特定非営利活動法人キューピットクラブ

(代表者氏名)

理事長 新井弘道

(担当者)

**【申込者】**

(住所)

(氏名)

本書面記載の各項目について貴会から説明を受け十分理解し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

(電話)

(氏名)

顧客相談窓口

TEL : 03-6233-2915 (Email; info@mcsa.or.jp)

一般社団法人結婚相談業サポート協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿1105